

新旧対照表（ほくと外為 WEB サービス利用規定）

改定前	改定後
第 1 条 4. 利用時間 利用時間 本サービスの利用時間は、当行所定の利用時間とします。 なお、当行はこの利用時間を<u>契約者に事前に通知することなく</u>変更する場合があります。 6.月額基本料金等 当行は月額基本料金およびその支払方法を<u>契約者に事前に通知することなく</u>変更する場合があります。また月額基本料金以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。 「(新設)」 「(新設)」 第 4 条 本人確認方法 2.ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワード関連 (1) ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワード関連 前項 1 の(1)②に定めるいずれの場合も契約者は、当行に対して本人確認のための「ログイン ID」、および「ログインパスワード」、「確認用パスワード」(以下、これらの二つのパスワードを一括して「パス	第 1 条 4. 利用時間 利用時間 本サービスの利用時間は、当行所定の利用時間とします。 なお、当行はこの利用時間を変更する場合があります。 6. 月額基本料金等 当行は月額基本料金およびその支払方法を変更する場合があります。また月額基本料金以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。 <u>7.代り金引落とし口座 (1) (2) (3)</u> <u>第 2 条 利用申込 (2)</u> 第 4 条 本人確認方法 2.ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワード関連 (1) ログイン ID、ログインパスワード、確認用パスワード関連 前項 1 の(1)②に定めるいずれの場合も契約者は、当行に対して本人確認のための「ログイン ID」、および「ログインパスワード」、「確認用パスワード」(以下、これらの二つのパスワードを一括して「パス

改定前	改定後
ワード」といいます。)を契約者の端末から当行所定の方法により登録するものとします。 契約者がログイン ID、パスワードを登録する場合は、文字の種類および文字数について当行所定の範囲内で指定して下さい。 ログイン ID、パスワードは、契約者が自ら厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。なお、契約者の従業員がパスワードを使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。 また、これらにつき偽造、変造、盗用、または不正利用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (3) ログイン ID、パスワードの失念 契約者がログイン ID、パスワードのうち、いずれかを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方式により当行へ届出てください。 当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (4) パスワードの有効期限 契約者は <u>90 日毎</u>ごとにパスワードの変更を行うこととします。ただし、パスワード等は有効期限を過ぎた場合も、経過後の初回ログイン時に変更できるものとします。 3.電子証明書の取得・管理	ワード」といいます。)を契約者の端末から当行所定の方法により登録するものとします。 契約者がログイン ID、パスワードを登録する場合は、文字の種類および文字数について当行所定の範囲内で指定して下さい。 ログイン ID、パスワードは、契約者が自ら厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。なお、契約者の従業員がパスワードを使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。 また、これらにつき偽造、変造、盗用、または不正利用その他の事故があっても、そのために生じた損害については <u>は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 (3)ログイン ID、パスワードの失念 契約者がログイン ID、パスワードのうち、いずれかを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方式により当行へ届出てください。 当行への届出前に、<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 (4)パスワードの有効期限 契約者は <u>当行所定の期間</u>ごとにパスワードの変更を行うこととします。ただし、パスワード等は有効期限を過ぎた場合も、経過後の初回ログイン時に変更できるものとします。 3.電子証明書の取得・管理

改定前	改定後
「電子証明書方式」を利用する場合には、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により契約者のパソコンにインストールするものとします。 電子証明書の管理において契約者の責に帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。 ①電子証明書の有効期限 電子証明書は、当行所定の期間(以上、「有効期間」という。)に限り有効です。契約者は有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。 なお、<u>当行は契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。</u> ②電子証明書の削除 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄する場合、契約者が事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正利用その他事故が発生してもそれによって生じた損害については、当行は責任を負いません。パソコンの譲渡、廃棄により新しいパソコンを使用する場合は、当行所定の方式により電子証明書をインストールしてください。 4.ハードウェアトークンの取扱い (1) ハードウェアトークンの取得・管理 ③契約者は自らの責任においてハードウェアトークンを厳重に管理するものとし、第三者に開示・譲渡・貸与しないでください。なお、契約者の従業員がハードウェアトークン使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。ハードウェアトークン	「電子証明書方式」を利用する場合には、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により契約者のパソコンにインストールするものとします。 電子証明書の管理において契約者の責に帰すべき事由があった場合、それにより生じた損害について<u>は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 ①電子証明書の有効期限 電子証明書は、当行所定の期間(以上、「有効期間」という。)に限り有効です。契約者は有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。 なお、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。 ②電子証明書の削除 電子証明書をインストールしたパソコンを譲渡、廃棄する場合、契約者が事前に当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正利用その他事故が発生してもそれによって生じた損害について<u>は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。パソコンの譲渡、廃棄により新しいパソコンを使用する場合は、当行所定の方式により電子証明書をインストールしてください。 4.ハードウェアトークンの取扱い (1) ハードウェアトークンの取得・管理 ③契約者は自らの責任においてハードウェアトークンを厳重に管理するものとし、第三者に開示・譲渡・貸与しないでください。なお、契約者の従業員がハードウェアトークン使用する場合も、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。ハードウェアトークン

改定前	改定後
ンの紛失・盗難等の場合、契約者は速やかに当行にその旨を通知することとします。 通知の前に、生じた損害については、当行は責任を負いません。 5.利用時における本人確認 (2) ログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号の受信 前項に定める操作により当行が受信したログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号が、契約者により当行にあらかじめ登録した内容、または当行が保有する内容と一致した場合に、当行は送信者を契約者本人とみなします。 当行が本規定にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、ログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号について不正使用、その他の事故があっても、当行は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (3) ログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号の誤入力 契約者がログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号を所定の回数以上、誤って入力したときは、当行は本サービスの取扱いを中止、またはトランザクション認証番号の利用を中止します。その際、契約者が再度本サー	ンの紛失・盗難等の場合、契約者は速やかに当行にその旨を通知することとします。 通知の前に、<u>当該通知がなされなかったことにより</u>生じた損害については、当行は責任を負いません。 5.利用時における本人確認 (2) ログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号の受信 前項に定める操作により当行が受信したログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号が、契約者により当行にあらかじめ登録した内容、または当行が保有する内容と一致した場合に、当行は送信者を契約者本人とみなします。 当行が本規定にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、ログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号について不正使用、その他の事故があっても、<u>当行の責めに帰すべき事由による場合を除き</u>、当行は当該依頼を契約者の意思に基づく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (3) ログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号の誤入力 契約者がログイン ID(「電子証明書方式」の場合は電子証明書)、パスワード、およびトランザクション認証番号を所定の回数以上、誤って入力したときは、当行は本サービスの取扱いを中止、またはトランザクション認証番号の利用を中止します。その際、契約者が再度本サー

改定前	改定後
ビスを利用する場合には、当行所定の方法によりお手続きを行うものとします。 上記により生じた損害について、当行は責任を負いません。 第5条 届出事項の変更等 1. 契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届出印の印章により記名捺印した当行所定の書面により取引店に直ちに届出るものとします。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 第6条 解約等 1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。 解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 「(新設)」	ビスを利用する場合には、当行所定の方法によりお手続きを行うものとします。 上記により生じた損害について<u>は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 第5条 届出事項の変更等 1.契約者は、本サービス申込書に記載の届出事項の内容に変更がある場合には、代表利用口座のお届出印の印章により記名捺印した当行所定の書面により取引店に直ちに届出るものとします。変更の届出は当行の変更処理が終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 第6条 解約等 1. 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。 解約手続終了前に生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 <u>2.</u> <u>(5) 相続の開始があったとき</u> <u>(11)本サービスに登録されている代り金引落口座 No. 1 が解約された</u>

改定前	改定後
第8条 免責事項 2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のログイン ID、パスワード、トランザクション認証番号またはサービス利用口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩したあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害について当行は、責任を負いません。 3. システムの更改<u>あるいは</u>、障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 5. 本サービスに使用する機器および通信媒体が正常に稼動しなかったことにより取引が成立<u>しない</u>、または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。 6. コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。	<u>とき</u> 第8条 免責事項 2. 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路ならびにインターネット網において盗聴等がなされたことにより契約者のログイン ID、パスワード、トランザクション認証番号またはサービス利用口座の残高ならびに取引明細等の取引情報が漏洩したあるいは改ざんされた場合、そのために生じた損害について当行は、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き</u>、責任を負いません。 3. システムの更改<u>時または</u>障害時には、本サービスを停止する場合がありますが、<u>当行が相当の注意をもってシステムの更改、復旧または維持管理を行い若しくは行わせたときは</u>、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 5. <u>契約者は</u>本サービスに使用する<u>契約者自身の</u>機器および通信媒体が正常に稼動<u>する環境については、自ら責任を負うものとします。契約者自身の通信機器が正常に稼働</u>しなかったことにより取引が成立<u>せず</u>または成立した場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。 6. <u>当行の責に帰すべき事由によらずに</u>コンピュータウイルスによる損害が生じたとき、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

改定前	改定後
第 9 条 規定の準用 本規定の定めがない事項については、ほくと法人サービスご利用規定の他、当行の各種預金規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則および慣例により取扱います。 第 11 条 サービスの廃止 本サービスで実施しているサービスの全部または一部について、<u>当行は契約者に事前に通知することなく廃止することがあります。</u>また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。 第 12 条 サービスの休止 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。	第 9 条 規定の準用 本規定の定めがない事項については、ほくと法人サービスご利用規定の他、当行の各種預金規定、外国送金取引規定、荷為替信用状に関する統一規則および慣例により取扱います。 <u>ほくと外為WEBサービス利用にあたり、外国送金取引規定4条(4)、10条(1)①、11条及び12条「外国送金依頼書兼告知書」を「外為ダイレクト利用申込書兼口座振替依頼書」に読み替え、手続きを行うものとします。</u> 第 11 条 サービスの廃止 <u>当行は、1ヶ月前の事前の通知をもって</u>本サービスで実施しているサービスの全部または一部について廃止する<u>ことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合、当行はこの期間を短縮できるものとします。</u>また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。 第 12 条 サービスの休止 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。 <u>サービスの休止の規定にかかわらず、緊急かつ、やむを得ない場合に</u>

改定前	改定後
第 13 条 通知手段 契約者は、当行からの通知、確認、ご案内等の手段として当行ホームページまたは、関連書類送付により通知することに同意するものとします。 変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとして取扱います。この届出の前に、生じた損害について、当行は責任を負いません。 第 19 条 規定の変更 (1) 当行は、本規定の内容を、<u>契約者に事前に通知することなく変更できるものとします。</u> <u>(2) 変更内容はホームページに掲載するものとします。</u> <u>(3)変更日以降、契約者が新たに本サービスを利用したときは、変更後の規定を承認したものとします。</u> <u>なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は責任</u>	<u>限り、当行は契約者へ事前に通知することなく、本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期及び内容について本規定による通知手段により後程お知らせします。</u> 第 13 条 通知手段 契約者は、当行からの通知、確認、ご案内等の手段として当行ホームページまたは、関連書類送付<u>その他相当の方法</u>により通知することに同意するものとします。 変更の届出がなかったために、当行からの通知等が到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとして取扱います。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 第 19 条 規定の変更 (1) 当行は、<u>法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が必要である場合には、</u>本規定の内容を変更できるものとします。 「(削除)」

改定前	改定後
<u>を負いません。</u> 「(新設)」 第 20 条 取引の依頼 1.取引の依頼方法 本サービスによる取引の依頼は、本人確認の後、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで取引を依頼するものとします。 2.依頼内容の確定 <u>当行が本サービスによる取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方式で確認した旨を当行に伝達して下さい。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、当行が定めた方法で各取引の手続を行います。</u> 3.依頼内容の確認	(2) <u>前記(1)の変更は、変更後の本規定の内容ならびに変更後の本規定の効力発生時期を、ホームページその他適切な方法により周知し、その際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。変更内容はホームページに掲示するものとします。</u> 第 20 条 取引の依頼 1.取引の依頼方法 本サービスによる取引の依頼は、本人確認の後、契約者が取引に必要な事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで取引を依頼するものとします。 <u>なお、契約者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と契約者との取引において印影を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。</u> 2.依頼内容の確定 <u>契約者は、依頼内容を当行の指定する方法で当行へ伝達してください。当行がこれを確認した時点で当該取引の依頼が確定したものと、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了の確認はパソコンから当行所定の電子メールまたは照会機能で行ってください。</u> 3.依頼内容の確認

改定前	改定後
受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には、当行所定の取引照会機能により確認してください。 なお、契約者と当行の間に、依頼又は取引結果の内容について疑義が生じた場合は、当行が一定期間保存する電磁的な記録内容を正当なものとみなします。 第 21 条 海外送金サービスについて (2) 海外送金は、本規定第 20 条<u>取引の依頼</u>「(2)」により取引が確定し、送金委託契約は当行所定の時限に送金資金を引落した時点で成立するものとします。 (6) 海外送金の取組時に適用される為替相場は、次の通りとします。 ①海外送金通貨と送金支払指定口座の通貨が異なる場合には、送金取組日における当行所定の対顧客電信売相場を適用するものとします。 <u>②送金金額が 50,000 米ドル相当額以上の場合については、お取引時点での市場実勢相場を基準として決定した為替相場(個別相場)を適用するものとします。</u> ③前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締	<u>本サービスによる取引後は、速やかに通帳等への記入または当座勘定照合表等により取引内容を照合して、取引内容の確認を行なってください。万一、取引内容・残高に相違がある場合には直ちにその旨を当行あてにご連絡ください。</u> 受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合には、当行所定の取引照会機能により確認してください。 なお、契約者と当行の間に、依頼又は取引結果の内容について疑義が生じた場合は、当行が一定期間保存する電磁的な記録内容を正当なものとみなします。 第 21 条 外国送金サービスについて (2) 外国送金は、本規定第 20 条第 2 項「<u>依頼内容の確定</u>」により取引が確定し、送金委託契約は当行所定の時限に送金資金を引落した時点で成立するものとします。 (6) 外国送金の取組時に適用される為替相場は、次の通りとします。 ①外国送金通貨と送金支払指定口座の通貨が異なる場合には、送金取組日における当行所定の対顧客電信売相場を適用するものとします。 「(削除)」 ②前号にかかわらず、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締

改定前	改定後
結している場合において、海外送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用するものとします。	結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用するものとします。
「(新設)」	<u>第 23 条 照会サービスについて</u>
「(新設)」	— <u>第 24 条外国送金手数料について</u>
「(新設)」	— <u>第 25 条 輸入信用状発行手数料・発行保証料、輸入信用状条件変更手数料・変更保証料について</u>
「(新設)」	— <u>第 26 条 領収書等について</u>
「(新設)」	<u>第 27 条 業務委託の承諾について</u> — 【他変更点】 文言の変更 海外送金→外国送金